

有機農業実施計画の認定による オーガニックビレッジ宣言の手引き

令和7年10月

農林水産省農産局 農業環境対策課

農林水産省

オーガニックビレッジの定義

これまでの運用

- 生産から流通・消費まで一貫して、地域ぐるみで有機農業に取り組む自治体を「**オーガニックビレッジ**」と称してみどり交付金で支援
- その他、オーガニックビレッジと**連携する消費地**（市町村）についても、協議会に構成員として参画している場合はオーガニックビレッジになることが可能

- みどり交付金要綱にはオーガニックビレッジの定義について明確な記載がない
- みどり交付金を活用しないとオーガニックビレッジにはなれない

今後の運用

【オーガニックビレッジの定義】

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村のうち、

- ① みどり交付金要綱に基づき有機農業実施計画を策定している市町村及び作成しようとしている市町村
- ② ①の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられている市町村
- ③ 農産局長通知（7農産第3153号）に基づき有機農業実施計画を策定し、認定を受けてオーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村
- ④ ③の市町村が中心となり組織する協議会の構成員であり、協議会で策定した有機農業実施計画において、連携して取り組む市町村として位置付けられ、オーガニックビレッジ宣言書を公表している市町村

独自財源で取り組む市町村もオーガニックビレッジになることが可能に!!

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言の流れ

市町村

① 申請書類の作成

- 有機農業実施計画（様式第1号）
- 認定申請書（様式第2号）

認定されたら

⑤ オーガニックビレッジ宣言

- オーガニックビレッジ宣言書（様式第3号）、有機農業実施計画書（様式第1号）をHP等で公表
 - イベントの開催等を通じて広く周知
- ※認定後速やかに実施

② 事前協議

申請前に都道府県及び農政局と申請書類の内容について事前に協議。

都道府県と農政局を經由※して申請書類を提出。

※様式自由。
メール転送も可。

③ 有機農業実施計画の認定申請

④ 審査結果の通知

都道府県

農政局等

⑥ 宣言の報告

各市町村長がオーガニックビレッジ宣言報告書（様式第4号）にオーガニックビレッジ宣言書と有機農業実施計画を添付して、都道府県と農政局を經由して提出。
※宣言後1カ月以内に実施

⑦ 評価報告

有機農業実施計画の最終年度の翌年度に評価報告書（様式第5号）を作成して提出。

適宜協議状況について情報共有

審査

農林水産省

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言に関するQ&A①

質問

回答

- | | | |
|--------------|--|--|
| 第2の1 | 管轄局・都道府県が異なる自治体が協議会に参加している場合、事前協議は自治体が属する全ての都道府県・農政局等と実施する必要があるのか。 | 協議会を構成するすべての自治体が、当該自治体を管轄する都道府県・農政局等との事前協議を行う必要があります。 |
| 第2の1 | 県及び農政局との事前協議や申請を経由させるやり取りは公文で行う必要があるのか。 | 公文でなくても構いません。様式自由であり、メール転送等でも構いません。 |
| 第2の3 | 過去3年間の取組実績について、過去3年間継続して取組実績がないといけないのか。また、具体的にどのような取組が該当するのか。 | 3年間の継続した取組実績がある必要はありません。例えば、過去2年間は取組を実施できていないような場合でも、3年前に有機農業の推進に取り組んだ実績があれば基準を満たすと判定します。
具体的な取組内容としては、みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱別記2の別紙1 試行的な取組の具体例に記載のあるような取組を想定しています。 |
| 第2の3 | 申請の結果、計画が認定されなかった場合、再度申請することはできるのか。 | 結果とともに通知する非認定の理由を踏まえて修正した計画で再度申請することは可能です。なお、その際は、再度都道府県及び農政局等との協議を行っていただく必要があります。 |
| 第3の1
第3の2 | 複数自治体が参画する協議会の計画書が認定された場合、どのようにオーガニックビレッジ宣言を行うのか。 | 中心市町村だけでなく、協議会に参画する市町村も宣言を行い、それぞれの市町村がオーガニックビレッジ宣言報告書を提出する必要があります。なお、宣言に伴うイベント等は合同で開催していただくことも可能です。 |

有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言に関するQ&A②

質問	回答
第5の1 どの程度の変更で計画変更の申請が必要になるのか。	目標の変更等、第2の3に記載のある審査基準に関する変更は変更申請が必要です。取組内容を一部変更する等の軽微な変更については変更申請を行う必要はありません。
第5の1 計画認定後に新たに連携自治体が協議会に加入し、オーガニックビレッジとなることは可能か。	可能です。この場合、当該協議会で作成した有機農業実施計画に、新たな連携自治体を追記し、変更認定申請を行い、認定を受ける必要があります。また、変更の認定後、新たに加入した市町村は第3の規定に沿ってオーガニックビレッジ宣言及びオーガニックビレッジ宣言報告書の提出を行う必要があります。
第5の2 変更後の計画が認定されなかった場合、認定は取り消しとなるのか。	変更計画が認定されなかった場合に直ちに認定取消となることはありませんが、申請内容によっては、第6の1の規定に基づき、認定の取り消しを行う可能性があります。
— 農産局長通知に基づきオーガニックビレッジ宣言を行った自治体もオーガニックビレッジ事例集等の公表資料に掲載されるのか。	公表資料の趣旨によりますが、基本的にはみどり交付金要綱に基づくオーガニックビレッジと同様に事例集等の作成への協力を依頼することを想定しています。